

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成年月日	決裁	平成年月日
議長	副議長	局長	副主幹	主査	担当	担当		文書取扱主任	

第 26 回 総務文教常任委員会会議録

開催年月日	平成25年8月30日(金曜日)	開会 13時30分	閉会 15時41分	
開催場所	第一委員会室			
出席委員	大谷、井上、渡辺精郎、水口、渡邊龍之、柴田	事務局	菊井事務局長	
	委員外～清水、窪之内		和田副主幹	
欠席委員				
説明員	別紙のとおり			
議件	別紙のとおり			
議事概要	1. 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。			
	(1) 市税等のコンビニエンスストア納付の導入について			
	(2) 職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について			
	(3) 平成25年度一般会計補正予算について			
	(4) 滝川地区広域消防事務組合を組織する市町数の増加及び滝川地区広域消防事務組合規約の変更について			
	(5) 滝川市職員の再任用制度について			
	(6) 滝川市災害対策本部条例の一部を改正する条例について			
	(7) 国際交流員の着任について			
	(8) 財政健全化指標について			
	(9) 税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について			
	(10) 滝川市土地開発公社の清算結了予定について			
	(11) 滝川市公共施設マネジメント計画策定市民会議の開催状況について			
	○ 滝川西高軟式野球部全国大会出場結果について			
	(12) 平成25年度一般会計補正予算について			
要	(13) 専決処分について(損害賠償額の決定)			
	(14) 新規外国語指導助手の採用について			
	(15) 公の施設の指定管理者の公募について			
	(16) パークゴルフ場の整備について			
	2. 第3回定期会以降の調査事項について 別紙調査項目のとおり決定した。			
上記記載のとおり相違ない。	3. その他について			
	・道外視察の日程及び視察報告書の作成者について確認した。			
	4. 次回委員会の日程について 正副委員長に一任することとした。			

上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 大谷久美子 ㊞

平成25年8月27日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長
滝川市教育委員会委員長

前田 康吉
若松 重義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成25年8月7日付け滝議第81号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合もありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	山崎 猛
総務部次長	五十嵐 千夏雄
総務部総務課長	田中 嘉樹
総務部総務課副主幹	小田桐 泉
総務部総務課副主幹	小畠 力也
総務部総務課主査	松本 智康
総務部総務課防災危機対策室長	橋本 正明
総務部総務課防災危機対策室副主幹	尾崎 敦
総務部国際課長	山内 康裕
総務部国際課主査	塩入 正行
総務部国際課主事	豊田 瞳 雄
総務部財政課長	高橋 一美
総務部財政課主幹	橋本 啓二
総務部財政課副主幹	景由 隆 寛
総務部財政課主査	万年 英人
総務部ストックマネジメント推進課主査	高橋 伸明
市民生活部長	樋郡 真澄
市民生活部参事	伊藤 克之
市民生活部税務課長	鎌田 清孝
市民生活部税務課副主幹	越前 充
市民生活部税務課主査	金子 和史
建設部長	大平 正一

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	館 敏 弘
教育部指導参事	四十九院 正満
教育部参事	庄野 雅洋
教育部参事	河野 敏昭

教育部学校教育課長	高田和昌
教育部学校教育課副主幹	中川祐介
教育部学校教育課主査	山本健裕
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室長	鳩山稔
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室主査	酒井智康
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室主査	茶木哲也
教育部教育支援課長	吉川修
教育部滝川西高等学校事務局事務長	法村幸子
教育部社会教育課長	竹谷和徳
教育部社会教育課副主幹	吉住晴美
教育部社会教育課主査	田村拓也

(総務部総務課総務グループ)

第26回 総務文教常任委員会

H25.8.30(金) 午後1時30分
第一委員会室

○開会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

(1) 市税等のコンビニエンスストア納付の導入について (資料) 税務課

《総務部》

(2) 職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について (資料) 総務課

(3) 平成25年度一般会計補正予算について (資料)〃

(4) 滝川地区広域消防事務組合を組織する市町数の増加及び滝川地区広域消防事務組合規約の変更について (資料)〃

(5) 滝川市職員の再任用制度について (資料)〃

(6) 滝川市災害対策本部条例の一部を改正する条例について (資料) 防災危機対策室

(7) 国際交流員の着任について (資料) 国際課

(8) 財政健全化指標について (資料) 財政課

(9) 税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について (資料)〃

(10) 滝川市土地開発公社の清算結了予定について (資料)〃

(11) 滝川市公共施設マネジメント計画策定市民会議の開催状況について (資料) ストックマネジメント推進課

《教育部》

(12) 平成25年度一般会計補正予算について (資料) 学校教育課

新しい学校づくり推進室

教育支援課

社会教育課

(13) 専決処分について（損害賠償額の決定） (資料) 学校教育課

(14) 新規外国語指導助手の採用について (資料) 教育支援課

滝川西高事務局

(15) 公の施設の指定管理者の公募について (資料) 社会教育課

(16) パークゴルフ場の整備について (資料)〃

2. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉会

第26回 総務文教常任委員会

H25.8.30 (金) 13:30~

第一委員会室

開会 13:30

委員長

第26回総務文教常任委員会を開会いたします。

毎日不安定な天気が続いているのですが、きょうは9月議会に向けての審議ということになっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員動静報告

委員長

委員動静についてですが、委員は全員出席。委員外議員として清水議員、窪之内議員の出席を許可します。小野議員の傍聴を許可します。

1. 所管からの報告事項について

委員長

所管からの報告事項について、(1)、市税等のコンビニエンスストア納付の導入について、説明をお願いいたします。

(1) 市税等のコンビニエンスストア納付の導入について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡辺

1点目ですが、プロポーザル方式での公募ということで、一般的にはコンビニで納税できるということになれば、便利だなということになるのですが、例えば江部乙地区のコンビニエンスストアでは結果的には扱わないというような、そんな選定方法になったときは何にもならないのではないかと思うのです。そういう江部乙地区の納税ということを十分考えているのかどうか伺います。

2つ目ですが、手数料が300万円ちょっとなのですが、ことし、来年と始めてから、結果的に去年までの納税と比較して300万円が丸々ちょうどマイナスだったとなると、効果が何もないのではないかということになると思うのです。そんなことを想定しているのかどうか、この2点を伺います。

鎌田課長

1点目ですが、江部乙地区のコンビニエンスストアの関係のご質疑ですけれども、現在契約案の段階ですが、いわゆるコンビニ主要6社と言われているところでの納付が可能な収納代行業者であることを応募要件の一つとして考えております。我々としては市内にあるコンビニエンスストア全てがこの6社の傘下にあると認識しておりますので、必然的に江部乙地区でもコンビニ納付が可能になると理解しているところです。

2点目ですが、今の想定で手数料が新たに300万円ほどかかるくるというところで、当然、収納率の向上としてこれまで以上にということを目標としていくわけでありますが、単純に比較ということになりますと、説明しましたところなかなか効果を数字であらわすということが難しい部分だと思いますので、今回は、納税者の皆さんの利便性の向上を主たる目的として考えたところあります。我々としては収納率の向上という部分で結果的に効果を出したいと考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、次に総務部に移ります。まず、議案関連についてですが、(2)、(3)、(4)、(6)、(8)、(9)、(12)、(13)が議案関連となつ

ていますので、質疑は留意いただくようお願ひいたします。

(2) 職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、

(3) 平成25年度一般会計補正予算について、関連がありますので、あわせて説明をお願いいたします。

(2) 職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について

(3) 平成25年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次に、(4)、滝川地区広域消防事務組合を組織する市町数の増加及び滝川地区広域消防事務組合規約の変更について、説明をお願いいたします。

(4) 滝川地区広域消防事務組合を組織する市町数の増加及び滝川地区広域消防事務組合規約の変更について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次に、(5)、滝川市職員の再任用制度について、説明をお願いいたします。

(5) 滝川市職員の再任用制度について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

柴田

制度の中身はよくわかったのですが、1点だけ確認をしておきたいのですけれども、この制度自体は公的年金の支給開始年齢の問題から派生して、それをきちんとつないでいかなければならないという制度趣旨があるということでご説明を受けたのですが、滝川市の再任用制度の基本的な考え方の中で、働く意欲と能力がある定年退職者を従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する制度であることという、これは国も同じような文言なのでしょうけれども、その前提となる制度の趣旨からいくと、この2番目というのは非常にその制度趣旨を逆に阻害する要因になるのではないかなどと思います。働く意欲があって勤務実績がしっかりとしていないと、この制度には乗れないというふうに私は読めるのですが、そういうことではなくて、あくまでも公的年金の支給開始年齢が変わることによる接続的な制度という趣旨なのか、そのところをしっかりと確認しておきたいと思います。

田中課長

今おっしゃられたとおりであります。そもそも条例がありまして、その中ではこのような表現になっております。今回は、条例の改正は特に行いませんので、運用で動かしていくということです。今委員がおっしゃられたように、大きな趣旨というのは無収入期間を生じないということですから、よほどこれはということでなければ、本人の希望が優先されるべきと考えております。

よほどこれはというのは、どういうような場合ですか。

柴田
田中課長

国の制度の趣旨でいきますと、分限処分に相当するようなレアケースというふ

- 柴 田 うに考えております。
- 田中課長 では、そういう分限の処分が下るような職員以外については、この制度に基本的には乗って、無収入期間がないような制度をしっかりと実施していくということで受け取ってよろしいですか。
- 委 員 長 そのとおりです。
- 渡 邊 ほかに質疑ありますか。
- 小畠副主幹 再任用になって、身分上、地公法で一般職になると、服務、福祉のところで雇用保険加入ということになっているのですが、公務員でありながら雇用保険というのはどのようになるのか説明願います。
- 渡 邊 公務員は、通常退職手当組合に加入していますが、再任用職員については、退職した時点で退職金を受け取っているので、その後については退職手当組合に加入しないということです。地方公務員でも一般の雇用保険に、例えば市役所であれば臨時職員や嘱託職員が加入していますが、その方たちと同じように一般的の雇用保険に入るということで聞いております。
- 小畠副主幹 再任用の時点では、他の法律との関連で何か弊害的なものというものは考えられないのか。
- 委 員 長 例えば雇用保険に加入することとかはありますが、それ以外で特に変わってくるものはないかと思っております。
- 副委員長 ほかに質疑ありますか。
- 小畠副主幹 この制度について、民間と比較したときにどうなのかということもありますが、滝川の場合、早期退職だとか、そういうことが今まであったので、その方たちもこれが適用されるのか確認したい。
- 委 員 長 必ずしも定年退職してすぐの方だけではなく、一定期間以上勤められた方については、定年前に退職された方についても対象になる方がいるということになります。
- 清水委員外議員 ほかに質疑ありますか。
- 委 員 長 地方交付税との関係、新採用との関係、給与の差について伺いたい。
- 清水委員外議員 清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。
- （異議なしの声あり）
- 清水委員外議員 清水委員外議員の質疑を認めます。2分以内でお願いします。
- 清水委員外議員 まず、一般職員ということで、今地方交付税が職員の定数によって算出されているのか実数によって算出されているのかはわかりませんが、地方交付税がどのように変化するのかが1点目。
- 清水委員外議員 2点目は、例えば3年後、4年後になると3世代ぐらいが同時に働くという状況が出てきます。そうなると再任用職員が30人とかということにもなるのですが、その場合の嘱託職員や臨時職員への影響、新採用職員等への影響について伺います。
- 清水委員外議員 3点目は、給与についてです。それぞれ職種によって20万2,000円から25万7,800円まで差があるのですが、これはそろえるのが普通かなと思うのですが、かなりの差があります。その理由について伺います。
- 小畠副主幹 まず、1点目、地方交付税、普通交付税の関係ですが、普通交付税は決まりの10万人の市の場合にどれだけの職員がいるのかということ、仮想の市で計算がされており、実際にその市に職員が何人いるとか、そのうち再任用職員が何人いるかということは普通交付税の算定には影響しておりませんので、そこは変

わらないということになります。

それから、2点目の62歳、63歳と延びていったときに、何年代もかぶってきて人数がそれなりにというご質疑だったと思いますが、基本的に再任用職員は基本的な考え方にはありますとおり、本格的業務についていた方ということになつております。そうしますと、再任用職員の数によって調整しなければならないのは新規の採用ということになるかと思いますが、新規の採用については、再任用を希望する職員、任用する職員の数によって若干調整していく必要があるかと思います。ただし、年齢構成の問題がありますので、新規採用については極力できる限り採用していくといつておられます。また、臨時、嘱託職員の職場、今非正規で働いている方の職場を奪っていくといいますか、職場を縮めていくようなことにはなるべくしたくないという思いはあります。

それから、給与の差についてですが、確かに給料について、この4つのパターンでいきますと差がありますけれども、例えば行政職給料表（2）表というのは学校給食調理主任、いわゆる技能労務職員の方に適用される給料表ですので、もともとの給料表のつくり、水準がちょっと低くなっています。そうしたことから行政職給料表（2）の方はちょっと少なくなっておりますが、それ以外についてはそれほど差がないというふうに考えておりますのと、国と同じ給料表を適用させていただいております。

2点目の再任用職員が重なってくる場合の最大の人数がどれぐらいになるとかのシミュレーションはできているのか伺います。

また、例えば薬剤師と1万2,000円ぐらいの月給の差が出ると、これは調整する必要があるのではないかですか。

シミュレーションというお話をすけれども、定年退職者の人数は把握しておりますが、果たして全員が制度を利用するのかどうか、さまざまな想定がありますので、そこは何とも今の段階では申し上げられません。ただ、新採用については、先ほど申し上げましたように極力確保したいという基本の考え方があります。

それから、給料表につきましては、これも先ほど申し上げましたけれども、国に準じるという考え方で定めております。

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

それでは、報告済といたします。

次に（6）、滝川市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、説明をお願いします。

(6) 滝川市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

それでは、報告済みといたします。

次に、（7）、国際交流員の着任について、説明をお願いいたします。

(7) 国際交流員の着任について

(別紙資料に基づき説明する。)

江蘇省から参りました呉玲と申します。よろしくお願ひします。

清水委員外議員

田中課長

委員長

委員長

橋本室長

委員長

委員長

山内課長

呉国際交流員

- ローレル国際交流員 アメリカのサウスダコタ州出身、ローレル・ティラーと申します。1年間伊達市でALTとして勤めていて、これから滝川市役所の皆様のお世話になります。よろしくお願ひします。
- 委員長 よろしくお願ひいたします。頑張ってください。
質疑ありますか。
(なしの声あり)
- 委員長 それでは、報告済みといたします。
次に、(8)、財政健全化指標について、説明をお願いいたします。
- (8) 財政健全化指標について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 高橋課長 説明が終わりました。
- 委員長 質疑ありますか。
- 柴田 ちょっと勉強不足なので教えていただきたいのですが、過疎債の適用団体は同じような中身なのですか。この中身が変わるということはあるのですか。何か加味されるとか、あるいは加味されないと、扱いが違うのかなど。ちょっとわからぬものですから、教えていただきたいです。
過疎債の対象団体の扱いが違うかということですが、過疎債については、交付税バックが8割ほどあるということですので、その分は差し引いた分、実際市が負担すべき分というのは当然この負担で計上されます。そこは同じルールといいますか、他の起債と同じルールで交付税バック分は差し引いたもので将来に向かってどうなのかと、公債費負担がどうなのかという計算になります。
- 委員長 ほかに質疑ありますか。
(なしの声あり)
- 委員長 それでは、報告済みといたします。
次に、(9)、税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。
- (9) 税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 高橋課長 説明が終わりました。
- 委員長 質疑ありますか。
(なしの声あり)
- 委員長 それでは、報告済みといたします。
次に、(10)、滝川市土地開発公社の清算結了予定について、説明をお願いいたします。
- (10) 滝川市土地開発公社の清算結了予定について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 景由副主幹 説明が終わりました。
- 委員長 質疑ありますか。
(なしの声あり)
- 委員長 それでは、報告済みといたします。
次に、(11)、滝川市公共施設マネジメント計画策定市民会議の開催状況について、説明をお願いいたします。
- (11) 滝川市公共施設マネジメント計画策定市民会議の開催状況について
(別紙資料に基づき説明する。)

- 委員長 説明が終わりました。
質疑ありますか。
- 清水委員外議員 今後のスケジュールの中で、平成25年10月に出される素案はどのようなものになるのかということについて伺いたい。
- 委員長 清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 清水委員外議員の質疑を認めます。2分以内でお願いします。
- 清水委員外議員 第2回定例会の一般質問への答弁で、市民会議では個々の施設については余り触れない、総体的なものだという答弁があったのがちょっと印象的だったのでお聞きをするのですが、10月というと、あともう1カ月余りです。140施設全てについて具体的にこれからどうしていくのかというような、そういう素案が出てくるのかと、各施設の具体的な計画が出されるのかということをお聞きします。
- 五十嵐部次長 素案の関係ですが、通告質問でお答えしたとおり、個別の施設についての改廃についてはここでは記載する予定はありません。カテゴリー別にスポーツ施設、文化施設、あるいは小学校区ごとの施設、これらのあり方、方針、今後の方針について書いていくこうと考えております。個別の施設の改廃につきましては、市民の皆様が大勢利用されている施設もありますので、方針を定めた後に、それぞれ説明会等も考えながら検討していきたいと考えております。
- 清水委員外議員 計画というのは、具体的でないと余り成果がわからない。抽象的に書かれているは結局何を検討したのかということになりますかねない。例えば、直せば5億円とか、建てれば10億円ほどかかるような重点施設がありますが、そういった施設についても同列でやっていくということですか。
- 五十嵐部次長 これまで市民会議でも議論している文化施設、体育施設などがありますが、体育施設については、規模別に大規模施設、中規模施設、あるいは小規模施設、これは具体的に言いますと青年体育センター、スポーツセンターが大規模で、その下にサンライフですか、それに類似する体育施設があり、小規模なものについては、コミュニティセンターに設置している体育館等がありますが、これらの将来的なあり方、財政的なもの、あるいは人口減少も含めて将来的にどの程度の規模があれば適切かというような方向性、そういうものを書き込んでいきたいと考えております。いずれにしましても、まだ市民会議も途中ですので、どのように計画をまとめるかというのはまだ具体的には考えておりませんが、大体大筋それぞれの公共施設のカテゴリー別に将来的にどういう方向に持つていけばよいのか、どのように維持をしていけばよいのかということを書き込んでいきたいと考えております。
- 委員長 ほかに質疑ありますか。
(なしの声あり)
- 委員長 それでは、報告済みといたします。
- 所管入れかえのため、ここで10分間休憩といたします。
- 休 憩 14：40
再 開 14：50
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 教育部からの報告事項に入る前に、西高関係について館部長から報告があります。

○ 滝川西高軟式野球部全国大会出場結果について

館 部 長

それでは、冒頭に滝川西高軟式野球部全国大会出場についてご報告とお礼を申し上げたいと思います。

天候不良のため1日順延となり、初戦が8月27日の火曜日となりました。ご承知のとおり優勝経験のある大阪代表P L学園に惜しくも延長10回、接戦の末、1対2で惜敗をいたしました。優勝を目指しておりましたが、5年ぶりの初戦突破も逃したところであります。しかし、ピッチャーの岡嶋投手は2年生ということで、来年への期待が大きいということです。

また、皆様方からのご寄附についてですが、昨日8月29日現在で558万9,217円ということで、皆様のご協力によりまして目標を超えて集まっているところであります。議員の皆様方におかれましては、ご協力、また温かいご支援につきましてこの場をおかりして心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、9月29日から東京都の八丈島で国体が開催されますが、今回初戦敗退ということではありました、高野連の会長が大変よい試合だったということで、高野連推薦ということで国体の出場も決まったところであります。今回の雪辱を果たすためにも国体での活躍を期待しているところです。今後とも応援のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。

委 員 長

それでは、(12)、平成25年度一般会計補正予算について、説明をお願いいたします。

(12) 平成25年度一般会計補正予算について

高田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

鳩山室長

(別紙資料に基づき説明する。)

吉川課長

(別紙資料に基づき説明する。)

竹谷課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 邊

社会教育の事業委託金ですが、これは単年度事業か、継続事業になるのか。

竹谷課長

事業としましては、文部科学省の事業は単年度事業ではあります。ただし、この事業の補助につきましては、申請をしますと3年間継続していただける事業ということで、次年度以降も申請をしていきたいと考えております。

渡 邊

モデルとして今回は西地区青少年育成会ですが、これは1カ所という限定なのか、複数の育成会が可能なのか。

竹谷課長

今回は、通学合宿につきましてはモデル地区として西地区で実施させていただきます。ただ、先ほど言いました先進地の視察などは今後実施しますが、それぞれの7地区の育成会にも声をかけて、次年度に向けて勉強、視察等をしていきたいと考えております。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

副委員長

通学合宿とは、ちょっとイメージが湧かないのですが、どのようなことをやるのか。

竹谷課長

通学合宿とは、子供が通常学校に行き、勉強が終わり帰るのが、本当は家に帰るところなのですが、公の施設に、今回は西地区では西地区コミュニティセンターを使うのですが、そこに申し込まれた児童が皆さんで帰りまして、そこで

共同生活をします。御飯も一緒に食べたり、勉強したり、いろんなレクリエーションをしたりするわけです。そして、そこに泊まって、翌日そこから学校にまた行き、勉強します。それをいろんな形で何泊何日と行う。今回は、3泊4日で実施しますが、場所によっては1週間実施をするというところもあります。それで、公の施設に泊まる場合については、その地域の方々に協力をいただいて、御飯をつくったりとか、勉強したりとか、レクリエーションの内容を決めながら、子供たち、さらには地域の方々もいろいろと勉強しながら交流をしていくというような事業であります。

副委員長

西地区青少年育成会といえば、水口議長が会長で、すばらしい試みだと思うのですが、そこで先進的にまずやって、そこから他の地域へ広げていくということでおろしいですか。そういうことをちょっと確認したい。

竹谷課長

そのとおりです。今回私どもの補助金の公募もあったのですが、その前に西地区のほうからぜひ今年度こういうことをやりたいというお話があって、それでいろいろ探したところこの補助金があり、今回はモデル地区として先に実施させていただいたところです。ただし、次年度以降については他の地域へも広げていきたいと考えております。

副委員長

地元というのは育成会だけなのか。かかわりを持つ地元ということについて確認したい。

竹谷課長

地域の方ということで今考えていますのは、地区の育成会、町内会、さらには学校もありますので、高校、中学校、小学校、そのほかにもいろんな団体がありますので、PTAだとか、企業、一般のボランティア団体等もできるような形になれば受け入れをしていきたいと考えております。特に、やはりそこの地域の交流が必要ですので、地域ごとというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次に、(13)、専決処分について、説明をお願いいたします。

(13) 専決処分について（損害賠償額の決定）

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次に、(14)、新規外国語指導助手の採用について、説明をお願いいたします。

(14) 新規外国語指導助手の採用について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次に、(15)、公の施設の指定管理者の公募について、説明をお願いいたします。

(15) 公の施設の指定管理者の公募について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

竹谷課長
委員長

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次に、(16)、パークゴルフ場の整備について、説明をお願いいたします。

(16) パークゴルフ場の整備について

庄野参事

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

2. 第3回定例会以降の調査事項について

委員長

次に、第3回の定例会以降の調査事項について、配付資料のとおり確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、別紙調査項目のとおり決定いたします。

3. その他について

委員長

次に、その他について、総務文教常任委員会の行政視察の日程について、日程表をお配りしております。日程は変わっていませんが、出発は10月8日、市役所8時半ということで、帰ってくるのが11日、市役所7時半になっておりますので、ご確認願います。

ここで休憩いたします。

休憩 15：25

再開 15：36

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今回の行政視察の報告書につきましては、8日、9日分を渡辺精郎委員、10日、11日分を柴田委員に作成していただくことでよろしくお願ひいたします。

ここで休憩いたします。

休憩 15：37

再開 15：40

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その他について委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委員長

事務局からありますか。

(なしの声あり)

4. 次回委員会の日程について

委員長

それでは、4、次回委員会の日程については正副委員長に一任いただくことでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、以上で第26回総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 15：41